

告 発 状

平成24年6月14日

最高検察庁 御中

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

被告発人 佐久間 達 哉
(法務総合研究所国連研修協力部部长)
齋 藤 隆 博
(東京地方検察庁特捜部副部长検事)

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記各行為は、それぞれ虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）及び同行使罪（同法第158条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

被告発人佐久間達哉は、東京地方検察庁特別捜査部長、同齋藤隆博は同部副部长として、いずれも、同庁が受理、あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが、平成22年2月4日、同庁が不起訴処分を行った衆議院議員小澤一郎に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会において、同不起訴処分に対して審査の申立てが行われ、起訴相当とする議決が行われたことを受けて、共謀の上、同庁において、同事件の再捜査を行った結果を、平成22年5月19日付けの捜査報告書としてまとめるに当たり、行使の目的をもって、実際の作成者は同佐久間であるにもかかわらず、同齋藤が、同佐久間に宛てて作成した報告文書である虚偽の記載をした上、同報告書に署名押印し、もって、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を東京第五検察審査会に送付させ、これを行使したものである。

第2 罪名及び罰条

虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪 刑法156条及び同158条

第3 告発の経緯

1 告発人らは、既に、田代政弘（以下「田代」という。）作成の平成22年5月17日付けの捜査報告書（以下「田代報告書」という。）に虚偽の記載を行ったことについて、被告発人佐久間、同斎藤（以下単に「佐久間」「斎藤」とする。）についても共犯が成立するとして、虚偽有印公文書作成及び同行使罪で告発しているところであるが、今般、新聞報道により、上記両名に対する新たな虚偽有印公文書作成及び同行使罪の疑いが濃厚となったので、告発に及んだものである。

2 すなわち、平成24年6月8日付けの日本経済新聞が、「虚偽捜査報告書の作成問題に絡み、検察審に提出された田代検事作成とは別の特捜部副部長名の捜査報告書は、実際には佐久間元部長が執筆していたことが7日、関係者の話で分かった。」、「関係者の話によると、元部長は検察審に示す目的で、再捜査で収集した証拠内容や分析結果などをまとめた報告書を執筆した。報告書の提出先が特捜部長となるため、報告書への署名を副部長に求めたという。」と報じた。この特捜部副部長名の捜査報告書とは、平成22年5月19日付けの被告発人斎藤作成名義の捜査報告書であり、同人が同佐久間に宛てて行った斎藤報告を内容とする書面である（以下「本件捜査報告書」という。）。

ところが、上記新聞記事によると、実際には、佐久間自身が執筆作成したというのであるから、本件捜査報告書が斎藤の佐久間に対する報告を内容としている点は、明らかに虚偽といわざるを得ない。

また、佐久間は、検察審に示す目的で本件捜査報告書を執筆したというのであるから、行使の目的があったことも明らかである。

そして、斎藤についても、上記の事情を十分認識した上で本件捜査報告書に署名押印している以上、共犯が成立することに疑いの余地はない。

3 上記日経新聞の記事によれば、上記報告書は、佐久間が「検察審に示す目的で、再捜査で収集した証拠内容や分析結果などをまとめた報告書を執筆した」ものであり、まさに報告の宛先は検察審査会である。しかも、その内容は、明らかに検察審査会を起訴議決の方向に誘導する内容である。それを、特捜部長本人が検察審査会向けに作成していることが明らかにならないようにしたかったことに加え、特捜部副部長の特捜部長宛の報告書という外形であれば、検察審査会の審査員に、検察の再捜査の過程で特捜部内での捜査結果の報告用に作成された文書のような外形を作ることができ、審査員の判断に与える影響も大

きいということで、斎藤副部長名義の捜査報告書にしたものと考えられる。

本件捜査報告書の「虚偽」は、単なる「作成の主体」の違いというにとどまらず、当該文書の作成の目的・効果にも重大な影響を及ぼすものなのである。

第4 結語

以上述べたところにより、被告発人らの上記行為について、公平かつ厳正な捜査を求めるため、本告発に及ぶ次第である。

以上